

大津弘報

大
津
弘
報

昭和三十九年 七月 発行
毎月一回発行通巻一六〇号



国立阿蘇青年の家で訓練をうけるわが大津町連合婦人会の幹部さん…………

発行所 大津町中央公民館
印刷所 坂本吉良武所
編集人 坂本吉良武

第五回大津町議定会定例会開催

第五回大津町議定会定例会は六月十一日午前十時より大津町議会議場に招集され開会と同時に西本議長より本會議の会期日程を語り、其の後議案第五十三号より五十八号迄一括上程され坂本町長から提案理由の説明が細部に亘りなされ其の後一議案毎に質疑応答がくり返されたのち左記の日程に従い各常任委員会に対し議案の付託がなされ慎重審議を履行し全議案を原案通り可決されました

本會の日程は左記の通りでありました。

会期 六日間(六月十一日より六月十六日迄)

六月十一日(水)本會議 場所 議場

会期決定。提案理由の説明。質疑。議案の委員会付託

六月十二日(金)委員会 場所 現地及議場

建設経済帯任委員会(現地調査及議案審議)

六月十三日(土)委員会 場所 議場

総務文教帯任委員会(議案の審議)

六月十四日 十五日 休会

六月十六日(火)本會議 場所 議場

一般質問 委員長報告 議案審議決定

陳情取扱(八件)

本會期議案の中で紹介しますと議案第五十七号で熊本町村消防団員等災害補償組合理約の一部を改正するものですがこの改正により次の通り団員が退職される場合は退職一時金が支給されます

記

団員 十五年勤務して 参万円

昭和三十八年度決算の概要について

昭和三十八年度大津町一般会計の決算については九月の定例議会で承認を求める筈であるが五月に出納を閉鎖しこのほどまとまつたのでその概要を報告します。

収入の総額が貳億六千四百拾五万参円に対し支出額は貳億四千貳百四拾七万五千元で収支差引残額は壹千七百九拾七万八千円でありましたがこの内六百万円は大津小学校の校舎新築が三月末日迄に事業が完了しなかつたので翌年度に事業継続をした分での事業継続額六百万円を更に差引いた壹千壹百九拾七万八千円が実質上の残額として翌年度へ繰越すことになりました。

尚大津小学校校舎は五月末日迄に事業完了となり工事代金の支払も済ませ早速児童の教室に使用致しております。才入才出の主なるものを掲げますと

才入面では町税が収入総額の二六%で徴収の成績は調定額に対し現年度が九六%過年度分が四一%で納税組合の充実等で年々成績が向上しつつある事は誠に感謝にた

えません町税の内町民税は調定額に対し現年度が九六%過年度分が四六%の徴収成績で固定資産税は現年度が九五%過年度分が四一%となつております。

次に国からの交付税が総額の二五%国及県からの事業等に対する補助金が一八%でこれらが主なる収入となつております。

支出の面では教育費が支出総額の二三%役場費が一%社会及労働施設費が一七%産業経済費が一三%これらが主なるものです。教育費は本年度は大津小学校の校舎の一部新築費が含まれておりますので支出%は平年よりやゝ上廻つております。

特別会計の方では上水道特別会計で百拾四万四千円国民健康保険特別会計で貳百貳万四千円診療所会計で五十四万円ブルーザ特別会計で拾四万円の夫々翌年度への繰越となつております

あなたの「心配ごと」は相談所へ

所得の低い方は、その日その日の暮しについては勿論のこと、仕事のこと、病気のこと、住居のこと、子供のこと、等々いろいろな心配ごとをもちながらも、一歩踏み出してそれらの問題を、誰かに相談し悩みを切り抜けて、よりしあわせな生活を築いて行くという機会を失ってしまわれることが、大変多いのではないだろうか

そんな方々のために、最も気軽に相談の持ち込める窓口、それに解決を、又は解決の糸口を与えてくれる窓口、それが相談所なのです。相談は無料ですし、お役所のような固苦しい雰囲気はみじんもありません。改まつて出かけられるでなく、仕事着のまま、どうぞ窓口へ。

御承知の通り

▲場 所 は 産業団体事務所二階

▲定例相談日 毎月一日 十五日 十時より

▲常時相談

心配ごとは胸に抱いたまま十日も二十日も先へ延ばせるものではありません。一日延ばせば延ばすだけ、より大きく、より深い悩みとなります。明日に持越さず、今直ぐ。そのために定例相談日以外でも常時御相談に応じます

▲巡回相談

近く各部落に Outreach して皆様方のご相談に応ずる巡回相談の日も設けることにしています。

期間七月十日より八月十六日まで

特賞二五〇名様

九州横断道路初の御招待(八月二十日)

一等十本 高級ジュータン

二等以下五等まで空くじなし

大津町 中元大売出し

商工会

抽せん権は

抽せん券三枚(一〇〇円御買上に一枚進呈)

抽せん方法

三角くじにより即賞

抽せん場所

七月十日より七月三十一日まで 商工会事務所
八月一日より十六日まで 本町一丁目中村製粉所

一人もれなく御利用下さいまして納税される様希望いたします

牧子	7月30日	午後	午前九時より午後三時まで
牧子	25日	午前	
川坂	30日	午後	
田林		午前	
田	29日	午後	
内島		午前	
町	28日	午後	
野川	30日		
木			
水	27日	午後	
林中		午前	
願所	28日		
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			
高			
尾			
野			
川			
木			
水			
林			
中			
願			
所			
中			
保			
尾			
久			
中			
下			
御			
小			
上			
杉			
平			
真			

菊池税務署だより

予定納税をしなければならない人には、すでに予定納税基準額通知書をお届けしておりますのでお忘れなく早目に納税をおすませ下さい。

各商工会では、税理士会、青色申告会等とタイアップして、納税者の記帳から申告にいたるまでの指導をしておりますので、遠慮なくどしどし相談し税金だけでなく、経営の面でも有利な方法を見つけて下さい。

文書でも結構です。なお五の日は日曜日のときは翌日と

◀入場券の半分は必ず受取りましょう▶

映画、演劇等をご覧になるときは入口で納税をした領收証となる入場券の半分を受取りましょう。

人権擁護委員にご相談を●●●●●●●●●●

す。

人権擁護委員は明るい平和な社会を築くため日夜努力しています。もよりの人権擁護委員をこそんじでない方は市町村役場かもよりの法務局にお尋ね下さい

人権擁護委員 下河辺清次

人権擁護委員 下河辺清次

本山 雲量

人事異動

新
旧

西内康雄	福祉課保険係	総務課財政係兼庶務係
三池 博	総務課庶務係	福祉課保険係

郵便局からのお知らせ

この四月から新種保険が出来ましたので、どしどし御

利用下さいまして、御家庭の幸福のために、更には住みよい郷土の発展のために御加入戴きますようお願い申し上げます。

新種保険は愛のクロバー保険と名付けられて、加入年令は二十才以上五十才ですが

満期の場合は五十万円

万一の場合は一〇〇万円

郵便局からお願い

一 暑中見舞状等のあて名は正確に

署中見舞状のようにたくさんたよりを出す場合には、あて名や自分の住所を省略しがちです。また、海、山、観光地の旅先から出すたよりは、あて名がまちがいついたり、差出人の住所を書いてなかったりして、配達することも、返送することもできず、せつかくのたよりを迷子にしないよう、郵便のあて名は次のようにいつも正しく、はつきり書くことがたいせつです。

① あて名は都道府県名から番地までくわしく、しかもはつきり読めるように書く。

② 子供や学童あての郵便には必ず世帯主の氏名を肩書する。

③ 差出人の住所も正しく書き世帯主の氏名を忘れず肩書する。

④ 封紙で書いたあて名は読みにくいのでできるだけ

災害の場合は一五〇万円

となっており一口の保険で三つの特色をもっている訳で御座います。災害の中には交通事故も含まれます。

なお此の外に今迄一〇五〇万円の契約が一〇一〇〇万円までよいになりました。

確定配当も多額になりますし、しかも無税であります。詳しくは郵便局へお問合せ下さいませ。

さける。

⑤ あて名はかな書きしないで、できるだけ漢字で書く。

二小包を送るときは注意

中元贈答に小包等を送る場合は季節から、内容品は腐敗しやすいものは、運送途中で破損しないよう包装を丈夫にすることがたいせつです。なお小包の包装面に受取人、差出人の住所氏名を書くことは勿論ですが、さらに荷札二枚つけて下さい。

また中元の頃にはたくさん小包が差し出されるので、急ぐときは速達小包(四キロまで)で貴重品等は万一事故があった場合でも損害賠償の受けられる「書留」を利用して下さい。

三年賀はがきの賞品受取りは今年十二月十日までです。今一度おしりして下さい。

占領軍等の行為により生命又は身体を害されたものに対する給付金支給についてお知らせ

このことについて昭和二十年八月十五日から昭和二十七年四月二十八日まで間に連合国占領軍等の行為により死亡し、負傷又は疾病にかかった人で昭和二十八年以前の行政措置による国の見舞金(死亡見舞金、障害見舞金、療養見舞金等)をまだ受けていない人は急いで給付

金の支払請求手続をされるようにして下さい。尚本給付金を受ける権利は三年間(本年十二月十九日まで)で時効消滅することになっていますから念のため申請します。

連絡先 熊本市東町四

防衛施設局熊本支局業務課 電話〇二五二〇

夏季防犯運動只今展開中

大津警察署では六月二十日から八月三十一日までの間、次の運動を実施しております

(一) 盗犯の予防検査

(二) 性犯罪の予防

(三) 少年の非行化防止

(四) 水死事故防止

(五) 暴力事案(小暴力事犯も含む) 予防検査

(六) 農薬及び煙火事故防止

を重点に夏季防犯運動を実施することになりました。

いまでもなく防犯運動は警察と皆さんが力を合わせてこそその意義があり効果があるものであります。

皆さん方をお願いすることは次のことです

● 盗犯の予防について

● 夜寝る時は戸締り錠かけを忘れないこと

● 家を留守にするときも戸締り錠かけを忘れずに隣近所によく頼んでおくこと。

● 盗難の被害にかゝるような大切なものは屋外に置かないこと

● 不審な者が家の附近等をうろつくときは直ちに警察に電話等で連絡して下さい

緊急電話 一一〇番

公電 大津局 一七九 四七〇番

● 性犯罪の予防について

● 婦女子の夜間の一人歩きはなるべく避けること

● 女子は小学生や幼稚園児でも油断しないこと。

● 寝姿が外部より見えないように注意すること。

● 夜間不審な男から後をつけられたときは附近の家に救いを求めること

● 少年非行防止

● 未成年者の飲酒、喫煙、刃物等の所持について十分注意すること。業者は未成年者に酒や煙草などを売らないこと。

● 見れない友達や夜遊び金使いなどに注意すること

● 服装や言葉が荒つくなつたときは注意すること。

● 水死事故防止

● 子供だけ川遊び、水泳ぎ、魚つり等にやらない事

● 子供の水泳ぎには町内部落の大人が交替制で見張り

● すること。

● 附近に川、堀、溝、ため池、古井戸などがあるところでは幼児の行動に十分注意すること。

● 暴力事案(小暴力事犯も含む)

● 県民の日常生活をおびやかすような者がいましたら

● 服装・相等をよく見てすぐ届出て下さい。

消防指定水利の直近における

駐車禁止のお知らせ

次のような箇所は、駐車が禁止されていますから御注意下さい

● 消防用機械器具の置場もしくは消防用防火水槽の側端

● 消火栓又は消防用防火水槽の吸水口もしくは吸管投入

● 孔から五メートル以内の部分

、又はこれら道路に接する出入口から五M以内の部分

● 消火栓又は消防用防火水槽の吸水口もしくは吸管投入

社会福祉協議会のあゆみ

大津市協会は五月の総会で規約を全面改正して、全市

会員制となり会員を代表する嘱託員(区長、ひろく町の民生事業に当つては民生委員其の他の学識経験者を評議員として業務の審議をお願いすることになりました。

業務も執行する理事と監事は総会できまつており、この程、理事会で会長、副会長が次のとおり互選されました。

会長(町長) 坂本篤美
副会長(民生委員総務) 笠原春雄

又社協の活動を盛んにするため六つの部会を設けその委員もきまりましたが、部会では委員協議の結果、次の通り重点目標を決め推進することになりました。

一、児童福祉部会

一部委員

部会長 大山鎮国

副部会長 橋本良子

二重点目標

外委員十五名

1. 子供会の育成と強化
2. 恵まれない児童の実態把握
3. 十六ミリ映写技術者養成
4. 紙芝居材料収集
5. 健全娯楽の奨励と情操教育を阻害する物件除去
6. 遊び場の整備

二、母子福祉部会

一部委員

部会長 山辺菊

副部会長 坂本聰子

二重点目標

外委員十一名

1. 一日お父さん親子懇談会の実施
2. 母子福祉資金貸付金の啓蒙
3. 中学卒就職者の奨励会
4. 家庭奉仕員の発見

三、低所得者福祉部会

一部委員

部会長 平野彦太郎

副部会長 石原勉

外委員九名

二重点目標

1. 低所得者の基礎調査
2. 世帯更生資金制度の啓蒙
3. 就職斡旋
4. 家庭奉仕員制度の研究
5. 心配ごと相談の周知

四、心身障害者福祉部会

一部委員

部会長 本田孫一

副部会長 徳永千敏

外委員六名

二重点目標

1. 精神薄弱児、精神異状児、肢体不自由児の実態調査
2. 身体障害者の実態調査
3. 心身障害児童の手をつなぐ親の会組織について
4. 治療予防について及社会資源活用等の周知宣伝

五、保健福祉部会

一部委員

部会長 本田赫

副部会長 馬場ミキヲ

外委員十名

二重点目標

1. 衛生思想の啓蒙宣伝
2. 保健福祉指定地区の指導
3. 青年層の成人病の検診

六、老人福祉部会

一部委員

部会長 石原静雄

副部会長 源川政美

外委員十名

二重点目標

1. 老人クラブの育成と自主的活動
2. 老、壮、青年層の懇談会の開催
3. 老人会報の発行
4. 老人健康診査の励行
5. クラブ会長連絡協議会の開催

水害から農地農作物をまもりましょう

記

大津町では三十七年度の集中豪雨、三十八年度の長雨災と二年連続の水害を蒙りましたが、その中で農地流失埋没、又は農作物の被害等復旧費とあわせ相当の損害を受けたわけでありました。このような農地農作物の被害も調査いたしますと、中には人の力ではどうする事も出来ない所謂不可抗力のものもありましたが、大部分の被害は防災対策が不十分のために損害を受けたものが多いようでありました。本年も雨期に續いて台風の季節となつてまいりました。各人農地農作物に対する防災対策を十分に致しましょう。

新農協の冷却タンク完成

町内の酪農施設一歩前進

大津高校の北側に建築中であったクーラー・ステーションは六月十五日完成しました。これは大津町内から集められた牛乳を腐敗しないように冷却するところで、総工費六百八十四万円、境工業所の手で建築中であったものです。毎朝町内の酪農家から集められた牛乳は此処で検査をし合格したものをこのタンクに入れて零度から一度位まで冷却し、熊本のメーカーに運搬するまで冷

- 一、排水路水路悪水路の溝浚へ、雑草の除去を完全に行いましょう。
- 一、農地の畦や、ガケの弱くなつてゐる部分は十分の補強を致しましょう。
- 一、畦くろの溝は完全に浚へておきましょう。
- 一、悪水が浸入しやすい農地には十分に防災壁を作りましょう。
- 一、被害を受けやすい農地の畦は充分広く取りましょう。

クリキイ虫防除

モデル園を設置

振興途上にあるクリが、今般異常発生したクリキイ虫により相当被害を蒙りましたが、そのクリキイ虫の防除について総合的な防除指導の拠点として、モデル園を設置し、防除の徹底と防除の効果を高めるため県の協力をえて、左記場所に設置しましたのでお知らせします。

- 一、場所 大津町大字室字三郎松
産業青年開発隊北西二〇〇米程度
- 二、栽培者 大塚栄

開花竹林の

枯死を防ぎましょう

現在各地に蔓延しています開花竹は必ず枯死するため竹材生産に支障をきたしますので、回復促進を図りましょう。

- 一、開花枯死竹林には、小さい新生竹の生育に必要な陽光を与えるよう、年二回程度の下刈を実施する。
- 一、開花した竹は、その年の冬に必ず伐倒し、新生竹の生育促進を図るため、施肥も致しましょう。

自作農資金貸付要領について

農業委員会の取扱う資金の貸付けについては左の通り
二種類の資金があります。

- 一 農地取得資金
- 二 自作農維持資金

- 1 目的 農業経営の規模を拡大させることによつて自立経営農家の育成と農業経営の改善のために貸出される資金であります。
- 2 貸付条件 貸付限度額一戸当八十万円、利率年三分五厘、償還期間二十五年、据置期間三年を含む。
- 3 その他 この資金の対象となる田畑の売買が農地法にてらして適性であり且つ所有権移転について農地法第三条による知事の許可のあつたものでなければならぬ。(移転二年以内のもの)

二 自作農維持資金

- 1 目的 農地改革によつて創設された自作農の経営の維持安定を目的として貸出させる資金であります。(この資金は次の事項③のイロハニ)以外の原因によつては資金の対象となりません)
- 2 貸付条件 貸付限度額一戸当り三十万円(但し前回借入している場合は合算されます)
- 利率年五分〇厘償還期間二十年(据置期間三年を含む)

3 資金の種類

- イ 相続資金 新民法の均分相続による農地の零細化を防止することを目的で他の共同相続人の相続分たる農地を譲受けたり又放棄して貰うために必

要な資金

- ロ 疾病負傷による資金
- 医療費に充當する資金で費用の内訳の医療費は保険給付により支払れる額を除いた自己負担のみが対象となります。故医師の支払明細書を必要とする
- ハ 災害資金 風水害、震災、大火等天災に起因して災害を受けた農家が経営に支障を來たしその再建に必要な資金

二 負債整理

この資金は前項のイロハを借入の原因として負債及農地を購入するに当り生じた負債のみが本資金の対象となります。故借用証書の写が必要とする。この資金を借入しようとする場合農業経営を再建しようとする意欲と万策的に表面する農業経営安定計画書を知事に提出しなければなりません。

(この計画書策定に當り夫々資金の種類に従つて参考資料の添付を必要とします)

尚当委員会は次の計画により資金の借入申込を受理しますので借入希望者は委員会まで申込まれるようお願いいたします。

記

- 第一回 六月十日まで 受付終了
- 第二回 八月末日まで
- 第三回 十月末日まで

なお詳細については農業委員会事務局にお問い合せ下さい。

老人ホームを慰問された方々

- 五月十五日 大津町室板垣大師外信者一同慰問慰問品菓子
- 演芸
- 二十七日 熊本市下追廻田畑町西の一高兵二紙芝居慰問
- 三十日 熊本市意銀行電気洗滌機一台寄贈
- 三十一日 和田田ニ子藤間舞踊慰問演芸

慰問品菓子演芸

- 六月十日 大津町酒井車次郎慰問現金一封
- 十日 大津町堀町松古閑婦人会三十五名慰問
- 十五日 大津警察署防犯少年係スライド慰問
- 十八日 大津町高松洋裁店一同慰問慰問品菓子サイダ演芸
- 二十日 大津町南部忍慰問慰問品煙草多数
- 二十二日 長岡村立野五電黒川保修所武田勘吉慰問難訪

線路や踏切の近くで

子供さんを遊ばせないようにしましょう

国鉄では、輸送力の増強、近代化、スピードアップ等によりまして、よりよいサービスの提供に努力いたしております。

しかしながら、線路上の置石、転てつ器のいたづら、列車に対しての発砲、投石、或いは線路通行、踏切事故等の妨害事故が全国で一万余件発生しております。熊本鉄道管理局管内でも、昭和三十八年度には二九三件発生しております。

この対策としては、沿線の皆様方に御協力をお願いし、また職員による線路の巡回、警戒を強化して参つたものであります。今までの例によりまして、線路上の置石、発砲、投石等は、小、中学校の生徒や幼児たちの好奇心や、いたづらによるものが大部分でありますので、国

鉄では、沿線の父兄の方々や、小、中学校の諸先生のご指導ご協力をお願いしている次第でございます。

このような細ないたづらでも、重大な結果ともなりますので、子供様方に対し、より一層のご指導を賜わり、特に次の点についてご指導をお願いしたいと存じます

- 1 線路や踏切附近では遊ばない。
- 2 線路を歩いたり、鉄橋を渡つたりしない。
- 3 線路に石などを置くようなことをしない。
- 4 鉄道踏切を横断する際は特に注意する。

いろいろな多用のことは存じますが、鉄道の事故防止について、更に一段のご協力とご支援を心からお願い申し上げます。

商業統計調査、 物資流動統計調査

についてお願い

通産省では、二年ごとに全国の商店を対象として商業統計調査を実施しておりますが、今年は何回目の調査の年にあたりますので七月一日現在で調査を行なうことになりました。

調査にあたつては、県知事から任命された役場職員が調

査員となり皆様のお店に伺つて調査票の記入をお願いすることになつておりますので、御協力下さるようお願いいたします。

又、物資流動調査は独自で行なうもので、物資がどんなに動いてくかを調べるものです。なお提出された調査票は統計目的以外、たとえば発表、その他皆様方の不利益になると利用することは法律で禁じられておりますので、秘密は厳守されますからあつたまゝを報告して下さい。

(総務課統計係)

青少年をみんなで守り育てましょう

青少年は明日の日本をになう大事な宝であり、これを立派に育てあげることが私達に課せられた責任であり又義務であります。

そのためには私達一人一人が青少年を暖かく見守り社会全体が力を合せて「正しく強く」明るく育て上げよう

という気持をもつことが大事です。

県ではここの努力目標として次のことをかかげていま

す

1 公徳心を高めよう

青少年の公徳心を高めるといふことは、ちよつとむす

かしようですがこれを解決するみちは案外身近にこそがついています。それには先ず父兄が自ら範を示すという事で家庭は人づくりの場として最も重要な役割をもつています。

とくに今年はオリンピックの年であり青少年が道義心遵法精神社会公共心を身につけてスラスカ成長できるよう町ぐるみでよりよい環境をつくりましよう。

「明るい家庭により子が育つ」
2 年少者の非行をなくそう

このころ非行少年の数がふえたと同時にその年令が、だんだん低くなりつつあります。

昨年の県下における少年犯罪は四〇六七人で全犯罪の

話の 広場

も間に合うようにという心遣え、感心なことです。

▼真木婦人会は田植え団子を全座しました。これは田植えの手伝いに来た人々団子を振舞うために長年の習慣として続けられてきたものですが、田植えの前日はこの団子造りに農家の婦人は大変な苦勞、そこで婦人会の人々が話合つてこれを廃止したもの、新しい生活に切替へつつある農村の姿をここに見るようです。

エピソード

心配ごと相談日の二月一日相談所の窓口の小柄なお婆さんがやってきました。

K「私は娘と二人暮らしです。娘がぜんそくで永いこと休んでいるので、お医者さんの薬代も私わなくてはならぬし、今家賃の支払いも出来ないで困っています、私の働く口はないでしょうか。」

相談員A「お年はおいくつですか」

K「私が六十八で、娘が四十です」

三三・四に上り、しかもそのうち三五・八は十四、五才の中学生が占めています。

又これまで父母のいない家庭や生活の苦しい家庭の青少年犯罪が多かつたものから次第に生活に困らない中流家庭の青少年に移つていきました。

これからは家庭、学校、社会が手をたづさえて一体となり青少年の非行を早期に発見指導すると同時に罪の意識を強調して青少年の健全育成に今一歩考えなければなりません。

町社協では児童福祉部会でも重点的にこれを取りあげ活動しています。

「あの子もこの子もみんなの子」

相談員A「お話を聞いていると、あなたは、生活扶助を受けられる資格があると思いますが」

K「いいえ、私しやこんな年ばかりとついても、まだ体は元だし、自分で働きの出来る間はそぎやんた貰いまつせん。働く口はないでしょうか」

おつしやんことが実に立派であり、はつきりしている。如何にも割切った考え方である。

何とかして生活保護を受けたい。受けたらたえ働く能力や働く機会があつても、扶助だけで暮らして行く等と、誤つた考えを抱く人が多い今日、このお婆さんから、こんな言葉を聞き、相談員もすつかり感激してしまつた。相談員Bはよくその足で、近くのM食堂へお手伝いさんとしてお世話した。その後相談員も時折伺つているが、あれから今日まで五ヶ月、お婆さんはますます楽しげに働いて、店の奥さんは、苦境のお婆さんに同情一はいいて接していただき、今母娘共々明るい生活を続けていられる。



皆さんとともにかんがえましょう

〈家庭教育〉

家での、幼い子どもの教育は改まった特定の時間や場所で行なわれるのではなく、一日の生活を通して随時行なわれるものであり、時に計画や意図をもって行なわれるより、それとはなれて、いわば自由に行なわれるものである。特によい習慣を形成するためには、時々改まった説諭や訓戒、叱責、賞罰などだけではあまり効果はないであらう。家庭全体を通して、自然に学びとることが、どれだけ大きな力となるかわからない。よい習慣の形成のためには、家庭生活が土台となることを、こどもも改めて指摘しておきたい。

家での習慣形成の上に注意しなければならぬもの

一つことは、就学前と就学後のことである。就学前のこどもは、ともすると教育の対象外だと考えている親が少なくない。それは教育ということを考え違っているのであつて、教育は学校でだけ行なわれると思うからであらう。ところが、学校で行なわれている教育はけつして教育の全部ではないのであつて、たとい子供が就学しても家でなければ行ない得ない、すなわち、学校が代わり得ない、家での教育があるのである。それは、こどもが親のもとにある限り、否、親のもとを離れても親としてある限り、努力せねばならぬものである (井坂行男)

社会福祉協議会 会 寄 附 金

六月十三日	五〇〇円	B G 二人殿	第二十二回且寄附
十五日	一〇〇円	護川小六年	豊岡幹雄殿
二十三日	二〇〇円	前町二	拾得金を保管期間満了のため交付されたるによる
		太田黒利行殿	社協事業費に

藤田忠夫氏より五万円寄附

熊本市大江町大江五一九
亡妻終子殿の香典返し

目	次
第 5 回大津町議会定例会開催	2
昭和三十八年度決算の概要について	2
あなたの心配ごとは相談所へ	3
大津町中元大売出し	3
固定資産の第二期徴収日程	4
菊池税務署より	4
人権擁護委員にご相談を	4
人事異動	4
郵便局からのお知らせ・お願い	5
占領軍等の行為により生命又は身体を害された者に対する給付金支給について	5
夏季防犯運動展開中	6
消防指定水利の直近における 駐車禁止のお知らせ	6
社会福祉協議会のまゆみ	7
水害から農地農作物をまもりましょう	8
新農協の冷却タンク完成	8
自作農資金貸付要領について	9
老人ホームを慰問された方々	9
線路や踏切の近くで子供さんを遊ばせないように	10
商業統計調査 物資流動統計調査について	10
青少年をみんなて守り育てましょう	10
話の広場	11
みんなで考えましょう	12
社協寄附金	12